

松江市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例ほか 21 条
例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

松江市長

上 佐 昭 仁

松江市条例第 59 号

松江市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 60 号

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 61 号

松江市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正す
る条例

松江市条例第 62 号

松江市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

松江市条例第 63 号

松江市役所本庁駐車場条例

松江市条例第 64 号

督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

松江市条例第 65 号

松江城施設整備基金条例

松江市条例第 66 号

松江市歴史まちづくり基金条例の一部を改正する条例

松江市条例第 67 号

城山公園の管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 68 号

松江歴史館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 69 号

松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 70 号

松江市火災予防条例の一部を改正する条例

松江市条例第 71 号

松江市介護保険条例等の一部を改正する条例

松江市条例第 72 号

松江市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

松江市条例第 73 号

松江市手数料徴収条例等の一部を改正する条例

松江市条例第 74 号

松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

松江市条例第 75 号

松江市乗合旅客自動車運送条例の一部を改正する条例

松江市条例第 76 号

松江市一般市営住宅条例の一部を改正する条例

松江市条例第 77 号

松江市水道給水条例の一部を改正する条例

松江市条例第 78 号

松江市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

松江市条例第 79 号

松江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 80 号

松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

を改正する条例

松江市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

松江市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年松江市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(利用及び提供の制限) 第12条 略 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めることは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者_____、交通事業管理者、病院事業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	(利用及び提供の制限) 第12条 略 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めることは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、 <u>ガス事業管理者</u> 、交通事業管理者、病院事業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 略
3~5 略

(4) 略
3~5 略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年松江市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が市長が規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事したとき(第5号に掲げる場合を除く。)。</p> <p>(3) <u>職員が家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病(次号において単に「家畜伝染病」という。)(口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。</u></p> <p>(4) <u>職員が家畜伝染病のうち市長が規則で定めるもの及び家畜伝染病予防法第4条第1項に規定する家畜伝染病以外の伝染性疾病のうち市長が認めるもの(以下この号において「家畜伝染病等」という。)</u></p>	<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が市長が規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事したとき(第4号に掲げる場合を除く。)。</p> <p>(3) 職員が<u>市長が規則で定める家畜伝染病</u></p>

<p>が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>家畜伝染病等</u>にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業に従事したとき <u>(前号に掲げる場合を除く。)</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前項第3号の作業 380円(著しく危険であると市長が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)</u></p> <p><u>(4) 前項第4号及び第5号の作業 370円</u></p>	<p>が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>家畜伝染病等</u>にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業に従事したとき _____。</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前項第3号及び第4号の作業 370円</u></p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松江市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

松江市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成17年松江市条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

<p><u>の 10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p>	<p>2 略 (教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p>	<p>第 5 条 教育職員<u>(管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。この条において同じ。)</u>については、正規の勤務時間(松江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 39 号)第 8 条第 1 項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として正規の勤務時間を超える勤務(職員の給与に関する条例第 21 条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p>
<p>2・3 略</p>	<p><u>(業務量管理・健康確保措置)</u></p>	<p>第 6 条 教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第 7 条第 1 項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。</p>
<p>第 7 条 略</p>	<p>附 則</p>	<p>1~3 略</p>
<p><u>(教職調整額に関する経過措置)</u></p>	<p>4 次の表の左欄に掲げる期間における第 3</p>	<p>の 4に相当する額の教職調整額を支給する。</p>
<p>2 略</p>	<p><u>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</u></p>	<p>第 5 条 教育職員<u>(管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。この条において同じ。)</u>については、正規の勤務時間(松江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 39 号)第 8 条第 1 項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として正規の勤務時間を超える勤務(職員の給与に関する条例第 21 条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p>
<p>2・3 略</p>	<p><u>(業務量管理・健康確保措置)</u></p>	<p>第 6 条 略</p>
<p>附 則</p>	<p>1~3 略</p>	<p>第 6 条 略</p>

条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の5</u>
<u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の6</u>
<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の7</u>
<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の8</u>
<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の9</u>

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第6条を第7条とし、第5条の次に1条を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

松江市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

(松江市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 松江市公営企業の設置等に関する条例(平成17年松江市条例第357号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、市民に生活用水その他浄水を供給するため水道事業を、汚水又は雨水を排除し、又は処理するため下水道事業を_____ _____、公共交通を整備するため__交通事業(法第2条第1項第4号の自動車運送事業及びこれに附帯する駐車場事業をいう。)を設置する。	(設置) 第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、市民に生活用水その他浄水を供給するため水道事業を、汚水又は雨水を排除し、又は処理するため下水道事業を、 <u>都市ガス及び液化石油ガスを供給するためガス事業を</u> 、公共交通を整備するため、 <u>交通事業(法第2条第1項第4号の自動車運送事業及びこれに附帯する駐車場事業をいう。)</u> を設置する。
2 略 (経営の基本) 第2条 松江市の水道事業、下水道事業_____及び交通事業(以下「企業」という。)は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営するものとする。	2 略 (経営の基本) 第2条 松江市の水道事業、下水道事業、 <u>ガス事業</u> 及び交通事業(以下「企業」という。)は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営するものとする。
2・3 略	2・3 略 <u>4 ガス事業は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 都市ガス</u> <u>ア 供給区域 松江市域内一円</u> <u>イ 標準熱量 46メガジュール</u>

	<u>工 製造能力 23万400立方メートル／</u> <u>日</u> <u>(2) 液化石油ガス販売区域 松江市域内</u> <u>一円</u>
<u>4・5 略</u> (管理者及び組織)	<u>5・6 略</u> (管理者及び組織)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、次の各号に掲げる企業の区分に応じ、当該各号に定める局を置く。	3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、次の各号に掲げる企業の区分に応じ、当該各号に定める局を置く。
(1) 略	(1) 略
<u>(2) 略</u>	<u>(2) ガス事業 ガス局</u>
4 略	4 略
5 企業の管理者は、次の各号に掲げる管理者の区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。	5 企業の管理者は、次の各号に掲げる管理者の区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。
(1) 略	(1) 略
<u>(2) 略</u>	<u>(2) ガス事業管理者 ガス局長</u>

(松江市ガス供給条例及び松江市液化石油ガス販売条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 松江市ガス供給条例（平成17年松江市条例第360号）
- (2) 松江市液化石油ガス販売条例（平成17年松江市条例第361号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(松江市情報公開条例の一部改正)

2 松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者_____、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、<u>ガス事業管理者</u>、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。</p> <p>(2) 略</p>

(松江市職員定数条例の一部改正)

- 3 松江市職員定数条例（平成17年松江市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、上下水道局_____、交通局、市立病院、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員(副市長、教育長、上下水道局長_____、交通局长、病院院长及び別に条例で定める職員並びに臨時に任用された職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により臨時の職に関する場合において臨時に任用された職員に限る。)を除く。)並びに消防職員をいう。</p>	<p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、上下水道局、<u>ガス局</u>、交通局、市立病院、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員(副市長、教育長、上下水道局長、<u>ガス局長</u>、交通局长、病院院长及び別に条例で定める職員並びに臨時に任用された職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により臨時の職に関する場合において臨時に任用された職員に限る。)を除く。)並びに消防職員をいう。</p>

<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(11)</u> 略</p> <p>2 <u>前項第5号</u>の学校その他の教育機関の職員とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条に定める職員で、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除くものとする。</p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) ガス局の職員 52人</u></p> <p><u>(4)～(12)</u> 略</p> <p>2 <u>前項第6号</u>の学校その他の教育機関の職員とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条に定める職員で、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除くものとする。</p>
---	--

(松江市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 松江市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年松江市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前																														
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者_____、交通事業管理者及び病院事業管理者(以下「特別職の職員」という。)の給料その他の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td><td style="text-align: center;">1,073,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td><td style="text-align: center;">874,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td><td style="text-align: center;">750,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">上下水道事業管理者 _____</td><td style="text-align: center;">715,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">交通事業管理者</td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院事業管理者</td><td style="text-align: center;">1,044,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	1,073,000円	副市長	874,000円	教育長	750,000円	上下水道事業管理者 _____	715,000円	交通事業管理者		病院事業管理者	1,044,000円	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、<u>ガス事業管理者</u>、交通事業管理者及び病院事業管理者(以下「特別職の職員」という。)の給料その他の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td><td style="text-align: center;">1,073,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td><td style="text-align: center;">874,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td><td style="text-align: center;">750,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">上下水道事業管理者</td><td style="text-align: center;">715,000円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>ガス事業管理者</u></td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">交通事業管理者</td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院事業管理者</td><td style="text-align: center;">1,044,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	1,073,000円	副市長	874,000円	教育長	750,000円	上下水道事業管理者	715,000円	<u>ガス事業管理者</u>		交通事業管理者		病院事業管理者	1,044,000円
区分	給料月額																														
市長	1,073,000円																														
副市長	874,000円																														
教育長	750,000円																														
上下水道事業管理者 _____	715,000円																														
交通事業管理者																															
病院事業管理者	1,044,000円																														
区分	給料月額																														
市長	1,073,000円																														
副市長	874,000円																														
教育長	750,000円																														
上下水道事業管理者	715,000円																														
<u>ガス事業管理者</u>																															
交通事業管理者																															
病院事業管理者	1,044,000円																														

(松江市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 5 松江市職員の退職手当に関する条例（平成17年松江市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(特別職の職員の退職手当) 第5条の4 常勤の特別職の職員(以下「特別職の職員」という。)の当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、第2条の3、第3条から前条まで及び第6条の4の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 (4) 上下水道事業管理者 _____ 、交通事業管理者及び病院事業管理者 100分の19.0 2～5 略	(特別職の職員の退職手当) 第5条の4 常勤の特別職の職員(以下「特別職の職員」という。)の当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、第2条の3、第3条から前条まで及び第6条の4の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 (4) 上下水道事業管理者、 <u>ガス事業管理</u> 者、交通事業管理者及び病院事業管理者 100分の19.0 2～5 略

(松江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 6 松江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年松江市条例第261号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 松江市の機関 市長、教育委員会、	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 松江市の機関 市長、教育委員会、

<p>選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者_____、交通事業管理者及び病院事業管理者をいう。</p> <p>(3)～(10) 略</p>	<p>選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、<u>ガス事業管理者</u>、交通事業管理者及び病院事業管理者をいう。</p> <p>(3)～(10) 略</p>
---	---

(松江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

- 7 松江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年松江市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、上下水道事業の管理者_____、交通事業の管理者又は病院事業の管理者 2</p> <p>(4) 略</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、上下水道事業の管理者、<u>ガス事業の管理者</u>、交通事業の管理者又は病院事業の管理者 2</p> <p>(4) 略</p>

(松江市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

- 8 松江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松江市条例第43号）の一部を次の

ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者_____、_____、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長並びに財産区をいう。	(定義) 第2条 略 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、 <u>ガス事業管理者</u> 、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長並びに財産区をいう。

松江市役所本庁駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、松江市役所本庁への来庁者のために設置する駐車場（以下「駐車場」という。）の適正な使用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市役所本庁駐車場	松江市末次町 86 番地

(駐車することができる自動車)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車の区分は、規則で定める。

(供用時間等)

第4条 駐車場の供用時間及び自動車を入場させ、又は出場させることができる時間は、次のとおりとする。

- (1) 供用時間 午前 0 時から午後 12 時まで
- (2) 自動車を入場させ、又は出場させることができる時間
 - ア 平面駐車場 午前 0 時から午後 12 時まで
 - イ 地下駐車場
 - (ア) 入場 松江市の休日を定める条例（平成 17 年松江市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 7 時 30 分から午後 9 時まで
 - (イ) 出場 午前 0 時から午後 12 時まで

2 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、入場及び出場の時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 駐車場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場を使用させないことができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の構造又は設備を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるととき。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用者が自動車を駐車場から出場する際に徴収する。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第10条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の構造又は設備その他の物件を損傷するおそれのある行為
- (2) 駐車場内の他の自動車に損傷を与えるおそれがあると認められる行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、駐車場からの退場又は自動車の撤去を命ずることができる。

(許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、自動車の撤去を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 駐車場の保全又は使用に関し、著しい支障が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償)

第12条 駐車場の構造又は設備その他の物件を滅失し、若しくは損傷した者は、市長の定めるところにより、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者が第三者に損害を及ぼしたときは、当該使用者がその責任を負わなければならない。

(市の免責事項)

第13条 天災、火災、盗難その他の理由で市の責任によらない理由のものにより使用者が被った損害に対しては、市は、その責任を負わないものとする。

(立入禁止)

第 14 条 駐車場内には、使用者及び駐車場に用務のある者以外は立ち入ってはならない。

(使用の休止等)

第 15 条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部

又は一部の使用を休止することができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

区分		使用料（駐車場 1 区画につき）
休日	入場後最初の 4 時間まで	無料
	4 時間を超えた後 30 分までごとに	200 円
休日以外の日	入場後最初の 1 時間まで	無料
	1 時間を超えた後 30 分までごとに	200 円

備考 1 日の使用（午前 0 時からその日の午後 12 時までの間ににおいて連続して駐車することをいう。）につき使用料の合計額が 7,000 円を超えるときは、使用料の額は 7,000 円とする。

督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

(松江市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松江市税賦課徴収条例（平成17年松江市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその_____延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) 略	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその <u>督促手数料</u> 、 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) 略 <u>(督促手数料)</u> <u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、80円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>
<u>第21条及び第22条 削除</u>	第22条 削除

(松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第2条 松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成17年松江市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
松江市税外収入金の <u>延滞金徴収</u> に関する	松江市税外収入金の督促手数料及び <u>延</u>

る条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)

第231条の3第1項及び第2項の規定により、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の公法上の市税外収入金を督促したときは、この条例の定めるところにより_____延滞金を徴収する。

(_____延滞金の額及び徴収方法)

第2条 延滞金の額は、納入通知書1通につき延滞金計算の基礎となる未納金額(1,00

0円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその延滞金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

滞金徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)

第231条の3第1項及び第2項の規定により、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の公法上の市税外収入金を督促したときは、この条例の定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。

(督促手数料及び延滞金の額及び徴収方法)

第2条 督促手数料は、督促状1通につき8

0円とする。

2 延滞金の額は、納入通知書1通につき延滞金計算の基礎となる未納金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗

2 略

3 _____延滞金の徴収方法については、市税の_____延滞金の徴収方法の例による。

(_____延滞金の減免)

第3条 市長は、災害を受けた者その他特別の事情があると認める者に対しては、_____延滞金を減額し、又は免除することができる。

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3

じて計算した金額とする。この場合において、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその延滞金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 略

4 督促手数料及び延滞金の徴収方法については、市税の督促手数料及び延滞金の徴収方法の例による。

(督促手数料及び延滞金の減免)

第3条 市長は、災害を受けた者その他特別の事情があると認める者に対しては、督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第2条第2項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3

パーセントの割合)とする。	パーセントの割合)とする。
---------------	---------------

(松江市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 松江市国民健康保険条例（平成17年松江市条例第230号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(_____延滞金)</p> <p>第33条 _____延滞金の徴収については、<u>松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例</u>（平成17年松江市条例第70号）の定めるところによる。</p>	<p>(<u>督促手数料及び</u>延滞金)</p> <p>第33条 <u>督促手数料及び</u>延滞金の徴収については、<u>松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u>（平成17年松江市条例第70号）の定めるところによる。</p>

(松江市介護保険条例の一部改正)

第4条 松江市介護保険条例（平成17年松江市条例第232号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(_____延滞金)</p> <p>第13条 _____延滞金の徴収については、<u>松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例</u>（平成17年松江市条例第70号）の定めるところによる。</p>	<p>(<u>督促手数料及び</u>延滞金)</p> <p>第13条 <u>前条の規定により督促した場合の督促手数料及び</u>延滞金の徴収については、<u>松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u>（平成17年松江市条例第70号）の定めるところによる。</p>

(松江市道路占用料徴収条例の一部改正)

第5条 松江市道路占用料徴収条例（平成17年松江市条例第324号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(_____延滞金)	(<u>督促手数料及び</u> 延滞金)
第6条 法第73条第2項の規定による 延滞金の徴収については、 <u>松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例</u> (平成17年松江市条例第70号)の <u>定めるところ</u> による。この場合において、同条例第2条第1項中 「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と読み替えるものとする。	第6条 法第73条第1項の規定により、 <u>督促手数料及び</u> 延滞金の徴収については、 <u>松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u> (平成17年松江市条例第70号)の <u>例</u> による。この場合において、同条例第2条第1項中「 <u>80円</u> 」とあるのは「 <u>20円</u> 」と読み替え、同条例第2項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と読み替えるものとする。

(松江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第6条 松江市後期高齢者医療に関する条例(平成19年松江市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(_____延滞金) 第6条 _____ 延滞金の徴収については、 <u>松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例</u> (平成17年松江市条例第70号)の定めるところによる。	(<u>督促手数料及び</u> 延滞金) 第6条 <u>前条の規定により督促した場合の督促手数料及び</u> 延滞金の徴収については、 <u>松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u> (平成17年松江市条例第70号)の定めるところによる。

(松江市子育て定住促進宅地の貸付け及び譲渡に関する条例の一部改正)

第7条 松江市子育て定住促進宅地の貸付け及び譲渡に関する条例(平成23年松江市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(督促) 第8条 略	(督促) 第8条 略 2 貸付料が前条第2項に定める期日までに納付されない場合の督促手数料及び延滞金

	<u>の徴収については、松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(平成17年松江市条例第70号)の規定を準用する。</u>
--	--

(松江市立皆美が丘女子高等学校授業料、入学料及び受検料条例の一部改正)

第8条 松江市立皆美が丘女子高等学校授業料、入学料及び受検料条例（平成26年松江市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>延滞金</u>)</p> <p>第7条 <u>延滞金の徴収については、松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例</u>(平成17年松江市条例第70号)の<u>定めるところ</u>による。</p>	<p>(<u>督促手数料及び延滞金</u>)</p> <p>第7条 <u>督促手数料及び延滞金の徴収については、松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u>(平成17年松江市条例第70号)の<u>例</u>による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前においてこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により発した督促状に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

(松江市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正)

3 松江市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例（平成17年松江市条例第349号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>延滞金</u>)</p> <p>第11条 管理者は、第6条第3項の納付期限までに負担金等を納付しない者があるとき</p>	<p>(<u>延滞金</u>)</p> <p>第11条 管理者は、第6条第3項の納付期限までに負担金等を納付しない者があるとき</p>

は、次の各号に掲げる負担金等の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(1) 略

(2) 分担金 松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例 (平成17年松江市条例第70号)の定めるところによる。

2~5 略

は、次の各号に掲げる負担金等の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(1) 略

(2) 分担金 松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 (平成17年松江市条例第70号)の例による。

2~5 略

松江城施設整備基金条例

(設置)

第1条 本市の貴重な文化遺産である国宝松江城天守及び史跡松江城（以下「松江城」という。）を未来に伝えることを目的として、松江城の保存及び整備並びに松江城を中心とした歴史伝承の事業に要する経費に充てるため、松江城施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 松江城及びその歴史の伝承に資する施設の修理及び整備に要する経費に充てるとき。
- (2) 松江城及びその歴史の伝承に資する施設の維持、管理及び運営に要する経費に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松江歴史館維持補修基金条例の廃止)

- 2 松江歴史館維持補修基金条例（平成 23 年松江市条例第 16 号）は、廃止する。

松江市歴史まちづくり基金条例の一部を改正する条例

松江市歴史まちづくり基金条例（平成 28 年松江市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 本市の_____ _____歴史的建造物(松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例(平成 28 年松江市条例第 55 号)第 2 条第 1 号に規定する歴史的建造物をいう。)の保全継承の事業、 <u>松江市伝統的建造物群保存地区の保存活用計画(松江市伝統的建造物群保存地区保存条例(令和 6 年松江市条例第 90 号)第 5 条第 1 項に規定する保存活用計画をいう。)</u> に基づく事業及び本市に存する指定文化財(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、島根県文化財保護条例(昭和 30 年島根県条例第 6 号)又は松江市文化財保護条例(平成 17 年松江市条例第 173 号)の規定に基づき指定された文化財をいう。)の保存活用の事業に要する経費に充てるため、松江市歴史まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。	(設置) 第 1 条 本市の <u>貴重な歴史的文化遺産である国宝松江城天守及び史跡松江城内の整備並びに</u> 歴史的建造物(松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例(平成 28 年松江市条例第 55 号)第 2 条第 1 号に規定する歴史的建造物をいう。)の保全継承の事業_____ _____に要する経費に充てるため、松江市歴史まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(基金の処分の特例)

- 2 松江市歴史まちづくり基金条例第6条の規定にかかわらず、令和7年度に限り、松江城施設整備基金条例（令和7年松江市条例第65号）の規定により設置された基金に積み立てるため、基金の一部を処分することができる。

城山公園の管理に関する条例の一部を改正する条例

城山公園の管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 407 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
別表(第 7 条関係) 登閣料の基準額			別表(第 7 条関係) 登閣料の基準額		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
個人	1 人 1 回につき	1,200 円	個人	大人	1 人 1 回につき
団体 (30 人以上)	1 人 1 回につき	960 円		小人	〃
備考 中学生以下は、無料とする。			団体	大人	〃
				小人	〃
			備考		
			1	「小人」とは、小、中学生をいう。	
			2	「団体」とは、30 人以上の場合をい う。	

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

松江歴史館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江歴史館の設置及び管理に関する条例（平成 22 年松江市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																								
別表第 1(第 5 条、第 18 条関係) 略	別表第 1(第 5 条、第 18 条関係) 略																								
備考 <p>1・2 略</p> <p>3 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、<u>その超える時間の属する午前、午後又は夜間の使用料の</u>1 時間当たりの算出料金(午後 5 時から午後 6 時までのときは、夜間 1 時間当たりの算出料金)を加算する。<u>ただし、</u>この場合において、超過時間が 1 時間に満たないときは、1 時間に切り上げる。</p> <p>4 略</p>	備考 <p>1・2 略</p> <p>3 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、_____</p> <p>1 時間当たりの算出料金(午後 5 時から午後 6 時までのときは、夜間 1 時間当たりの算出料金)を加算する。<u>ただし、</u>この場合において、超過時間が 1 時間に満たないときは、1 時間に切り上げる。</p> <p>4 略</p>																								
別表第 2(第 16 条関係)	別表第 2(第 16 条関係)																								
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">観覧料</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体(20 人以上)</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本展示 (1 人 1 回につき)</td><td>700 円</td><td>560 円</td></tr><tr><td>企画展示 (1 人 1 回につき)</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	観覧料		個人	団体(20 人以上)	基本展示 (1 人 1 回につき)	700 円	560 円	企画展示 (1 人 1 回につき)	略		<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">観覧料</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体(20 人以上)</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本展示 (1 人 1 回につき)</td><td>大人 小人</td><td>700 円 350 円</td><td>560 円 280 円</td></tr><tr><td>企画展示 (1 人 1 回につき)</td><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	観覧料		個人	団体(20 人以上)	基本展示 (1 人 1 回につき)	大人 小人	700 円 350 円	560 円 280 円	企画展示 (1 人 1 回につき)	略		
区分		観覧料																							
	個人	団体(20 人以上)																							
基本展示 (1 人 1 回につき)	700 円	560 円																							
企画展示 (1 人 1 回につき)	略																								
区分	観覧料																								
	個人	団体(20 人以上)																							
基本展示 (1 人 1 回につき)	大人 小人	700 円 350 円	560 円 280 円																						
企画展示 (1 人 1 回につき)	略																								

年間観覧 (1人1年につき)	2,100円	年間観覧 (1人1年につき)	大人	2,100円
			小人	1,050円
備考				備考
1~3 略				1~3 略
<u>4 中学生以下は、無料とする。</u>				<u>4 大人とは、中学生、小学生及び未就学児以外の者をいう。</u>
<u>5 略</u>				<u>5 小人とは、小学生及び中学生をいう。</u>
<u>6 未就学児</u> は、無料とする。				<u>6 未就学児</u> は、無料とする。
<u>7 略</u>				<u>7 略</u>

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例（平成 24 年松江市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前		
別表(第 8 条関係)		別表(第 8 条関係)		
区分	入館料	区分	入館料	
個人	270 円	個人	270 円	220 円
団体(20 人以上)	220 円	大人	140 円	110 円
備考 <u>中学生以下は、無料とする。</u>		備考		
		<u>1 大人とは、中学生、小学生及び未就学児以外の者をいう。</u>		
		<u>2 小人とは、小学生及び中学生をいう。</u>		
		<u>3 未就学児は、無料とする。</u>		

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

松江市火災予防条例の一部を改正する条例

松江市火災予防条例（平成17年松江市条例第352号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章の2 略	第1章～第3章の2 略
<u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・ 第29条の9)</u>	
第4章～第7章 略	第4章～第7章 略
附則	附則
(火災に関する警報の発令中における火の 使用の制限)	(火災に関する警報の発令中における火の 使用の制限)
第29条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3</u>	第29条 火災に関する警報_____
<u>項に規定する火災に関する警報をいう。以 下同じ。)が発せられた場合における火の 使用については、次に定めるところによら なければならない。</u>	<u>_____が発せられた場合における火の 使用については、次に定めるところによら なければならない。</u>
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
<u>第3章の3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報)</u>	<u>(7) 屋内において裸火を使用するとき は、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>
<u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原 野等における火災（以下「林野火災」とい う。）の予防上注意を要すると認めるとき は、林野火災に関する注意報を発すること ができる。</u>	2 前項の規定による注意報が発せられたと

きは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならぬ。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防をして火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第 42 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに(当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 45 条第 1 項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(屋外催しに係る防火管理)

第 42 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに(当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 45 条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

<p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略 (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第 45 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><u>2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略 (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第 45 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

松江市介護保険条例等の一部を改正する条例

(松江市介護保険条例の一部改正)

第1条 松江市介護保険条例（平成17年松江市条例第232号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 37,178円</p> <p>(2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 51,885円</p> <p>(3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 56,379円</p> <p>(4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 73,538円</p> <p>(5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 81,708円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 93,965円 ア 略 イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 37,178円</p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 51,885円</p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 56,379円</p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 73,538円</p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 81,708円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 93,965円 ア 略 イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法</p>

律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 38 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 102,135

円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 38 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 122,562

円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 38 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 142,989

円

律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 102,135

円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 122,562

円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 142,989

円

	ア 略	
イ	要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)	要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
(10)	次のいずれかに該当する者 167,50 2円	次のいずれかに該当する者 167,50 2円
	ア 略	ア 略
イ	要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)	要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
(11)	次のいずれかに該当する者 187,92 9円	次のいずれかに該当する者 187,92 9円
	ア 略	ア 略
イ	要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)	要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
(12)	次のいずれかに該当する者 192,01 4円	次のいずれかに該当する者 192,01 4円
	ア 略	ア 略
イ	要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ	要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 略
(普通徴収に係る納期等)

第7条 略

2 前項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて第5期以降の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第8条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に政令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第38条第1項第1号から第12号までのいづれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 略
(普通徴収に係る納期等)

第7条 略

2 前項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第8条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第9号までのいづれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

<p>4 略 (普通徴収の特例)</p> <p>第9条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額(以下これらをこの条において「保険料算定基礎」という。)が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、<u>第1号被保険者について、その者の</u>前年度の保険料算定基礎を当該年度の保険料算定基礎とみなして<u>算定した保険料を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額</u>(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。ただし_____</p> <p>_____、前年度の保険料算定基礎を確定することができない場合においては、<u>第6条第1号</u>に定める額により算定した額を徴収するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>4 略 (普通徴収の特例)</p> <p>第9条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額(以下これらをこの条において「保険料算定基礎」という。)が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、_____</p> <p>_____前年度の保険料算定基礎を当該年度の保険料算定基礎とみなして、<u>第6条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の月割額</u>(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。ただし、<u>当該第1号被保険者について、</u>前年度の保険料算定基礎を確定することができない場合においては、<u>第6条第5号</u>に定める額により算定した額を徴収するものとする。</p> <p>2 略</p>
--	---

(松江市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松江市介護保険条例の一部を改正する条例（令和6年松江市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (令和6年度から令和8年度までの保険料率の特例)	附 則 (令和6年度から令和8年度までの保険料率の特例)

<p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第6条第1号</u>に掲げる者 22,400円 (2)～(13) 略</p>	<p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第6条第1項</u>に掲げる者 22,400円 (2)～(13) 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

松江市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

松江市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成 26 年松江市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(趣旨) <p>第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を定めるものとする。</p>	(趣旨) <p>第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 46 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を定めるものとする。</p>
(基本方針) <p>第 2 条 略 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。)第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「<u>協議会</u>」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p>	(基本方針) <p>第 2 条 略 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。)第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ_____。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p>
(職員に係る基準及び当該職員の員数) <p>第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方</u></p>	(職員に係る基準及び当該職員の員数) <p>第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____</p>

法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)

その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるとときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤

は、原則として次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)

その他これに準ずる者 1人

の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会

において認められた場合の当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	<u>第 1 項</u> 各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	<u>第 1 項</u> 各号に掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第 1 項</u> 第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項</u> 第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合の当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	<u>前項</u> 各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	<u>前項</u> 各号に掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項</u> 第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項</u> 第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松江市手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(松江市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 松江市手数料徴収条例(平成17年松江市条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
(1)～(81の4) 略	(1)～(81の4) 略
(82) 計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査手数料 次の表のとおりとする。	(82) 計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査手数料 次の表のとおりとする。
区分	手数料の額 (1個につき)
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	<u>1,540円</u>
イ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	<u>1,980円</u>
ウ ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	<u>2,420円</u>
エ ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	<u>3,410円</u>
区分	手数料の額 (1個につき)
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	<u>1,400円</u>
イ ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	<u>1,800円</u>
ウ ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	<u>2,200円</u>
エ ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	<u>3,100円</u>

もの		もの	
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	270 円	(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250 円
(3) (1)又は(2)に掲げるものの以外のもの		(3) (1)又は(2)に掲げるものの以外のもの	
ア ひょう量が 100 キログラム以下のもの	550 円	ア ひょう量が 100 キログラム以下のもの	500 円
イ ひょう量が 100 キログラムを超えて 250 キログラム以下のもの	990 円	イ ひょう量が 100 キログラムを超えて 250 キログラム以下のもの	900 円
ウ ひょう量が 250 キログラムを超えて 500 キログラム以下のもの	1,650 円	ウ ひょう量が 250 キログラムを超えて 500 キログラム以下のもの	1,500 円
エ ひょう量が 500 キログラムを超えて 1 トン以下のもの	2,310 円	エ ひょう量が 500 キログラムを超えて 1 トン以下のもの	2,100 円
オ ひょう量が 1 トンを超えて 2 トン以下のもの	4,440 円	オ ひょう量が 1 トンを超えて 2 トン以下のもの	3,700 円
カ ひょう量が 2 トンを超えて 5 トン以下のもの	7,980 円	カ ひょう量が 2 トンを超えて 5 トン以下のもの	6,900 円
キ ひょう量が 5 トンを超えて 10 トン以下のもの	12,400 円	キ ひょう量が 5 トンを超えて 10 トン以下のもの	10,700 円
ク ひょう量が 10 トンを超えて 20 トン以下のもの	17,700 円	ク ひょう量が 10 トンを超えて 20 トン以下のもの	15,000 円
ケ ひょう量が 20 トンを超えて 30 トン以下のもの	22,400 円	ケ ひょう量が 20 トンを超えて 30 トン以下のもの	19,100 円
コ ひょう量が 30 トンを超えて 40 トン以下のもの	25,400 円	コ ひょう量が 30 トンを超えて 40 トン以下のもの	21,600 円
サ ひょう量が 40 トンを超えるもの	35,400 円	サ ひょう量が 40 トンを超えるもの	29,800 円

超え 50 トン以下のもの シ ひょう量が 50 トンを 超えるもの	<u>60,700 円</u>
略	

(83)・(84) 略

(85) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 次の表中欄に掲げる単位につき 同表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	単位	手数料の額
略		
2 法第 6 条第 1 項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可申請	1 件につき	<u>14,800 円</u>
3 法第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく食鳥検査	1 羽につき	<u>8 円</u>
4 法第 16 条第 1 項の規定に基づく確認規程の認定申請	1 件につき	<u>7,000 円</u>
5 法第 16 条第 2 項の規定に基づく確認規程の変更の認定申請	1 件につき	<u>4,000 円</u>

(86) 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の
略	

超え 50 トン以下のもの シ ひょう量が 50 トンを 超えるもの	<u>51,200 円</u>
略	

(83)・(84) 略

(85) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 次の表中欄に掲げる単位につき 同表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手續の内容	単位	手数料の額
略		
2 法第 6 条第 1 項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可申請	1 件につき	<u>12,000 円</u>
3 法第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく食鳥検査	1 羽につき	<u>6 円</u>
4 法第 16 条第 1 項の規定に基づく確認規程の認定申請	1 件につき	<u>5,500 円</u>
5 法第 16 条第 2 項の規定に基づく確認規程の変更の認定申請	1 件につき	<u>2,700 円</u>

(86) 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手續の内容	手数料の
略	

	額		額
1 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録申請	91,100 円	1 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録申請	80,800 円
2 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付申請	9,200 円	2 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付申請	8,200 円
3 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付申請	9,200 円	3 法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付申請	8,200 円
4 法第 20 条の 4 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更申請	67,800 円	4 法第 20 条の 4 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更申請	62,800 円

(87) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の額
1 法第 7 条第 1 項の規定に基づく診療所の開設の許可申請	21,200 円
2 法第 7 条第 1 項の規定に基づく助産所の開設の許可申請	12,600 円
3 法第 27 条の規定に基づく診療所の検査 (1) 実地検査を行わない場合 (2) その他の場合	3,900 円 25,000 円
4 法第 27 条の規定に基づく助産所の検査 (1) 実地検査を行わない場合 (2) その他の場合	3,600 円 18,000 円

(87) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の額
1 法第 7 条第 1 項の規定に基づく診療所の開設の許可申請	18,000 円
2 法第 7 条第 1 項の規定に基づく助産所の開設の許可申請	11,000 円
3 法第 27 条の規定に基づく診療所の検査 (1) 実地検査を行わない場合 (2) その他の場合	3,200 円 22,100 円
4 法第 27 条の規定に基づく助産所の検査 (1) 実地検査を行わない場合 (2) その他の場合	3,000 円 16,000 円

(88) 死体解剖保存法(昭和 24 年法律第 204 号)第 19 条第 1 項の規定に基づく死体の保存の許可申請 1 件につき 3,900 円

(89) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の額
1 法第 4 条第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可申請	<u>32,000 円</u>
2 法第 4 条第 4 項の規定に基づく薬局開設の許可の更新申請	<u>12,000 円</u>
略	
7 法第 14 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認申請	<u>110 円</u>
8 法第 14 条第 15 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認申請	<u>110 円</u>
9 法第 24 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可申請	<u>32,000 円</u>
10 法第 24 条第 2 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可の更新申請	<u>12,000 円</u>
11 法第 39 条第 1 項の規定に基づく	<u>32,000 円</u>

(88) 死体解剖保存法(昭和 24 年法律第 204 号)第 19 条第 1 項の規定に基づく死体の保存の許可申請 1 件につき 3,400 円

(89) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額

手続の内容	手数料の額
1 法第 4 条第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可申請	<u>29,000 円</u>
2 法第 4 条第 4 項の規定に基づく薬局開設の許可の更新申請	<u>11,000 円</u>
略	
7 法第 14 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認申請	<u>90 円</u>
8 法第 14 条第 15 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認申請	<u>90 円</u>
9 法第 24 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可申請	<u>29,000 円</u>
10 法第 24 条第 2 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可の更新申請	<u>11,000 円</u>
11 法第 39 条第 1 項の規定に基づく	<u>29,000 円</u>

く高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可申請		く高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可申請	
12 法第 39 条第 6 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可の更新申請	12,000 円	12 法第 39 条第 6 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可の更新申請	11,000 円
13 政令第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の書 換え交付申請	2,100 円	13 政令第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の書 換え交付申請	2,000 円
14 政令第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再 交付申請	3,000 円	14 政令第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再 交付申請	2,900 円
15 政令第 5 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造販売業の許可証 の書換え交付申請	2,100 円	15 政令第 5 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造販売業の許可証 の書換え交付申請	2,000 円
16 政令第 6 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造販売業の許可証 の再交付申請	3,000 円	16 政令第 6 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造販売業の許可証 の再交付申請	2,900 円
17 政令第 12 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造業の許可証の書 換え交付申請	2,100 円	17 政令第 12 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造業の許可証の書 換え交付申請	2,000 円
18 政令第 13 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造業の許可証の再 交付申請	3,000 円	18 政令第 13 条第 1 項の規定に基づく医薬品(薬局製造販売医薬品 に限る。)の製造業の許可証の再 交付申請	2,900 円
19 政令第 45 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業 に限る。)の許可証の書換え交付 申請	2,100 円	19 政令第 45 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業 に限る。)の許可証の書換え交付 申請	2,000 円

20 政令第 45 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付申請	<u>2,100 円</u>	20 政令第 45 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付申請	<u>2,000 円</u>																				
21 政令第 46 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可証の再交付申請	<u>3,000 円</u>	21 政令第 46 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業(店舗販売業に限る。)の許可証の再交付申請	<u>2,900 円</u>																				
22 政令第 46 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付申請	<u>3,000 円</u>	22 政令第 46 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付申請	<u>2,900 円</u>																				
(90) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額		(90) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号。以下この号において「法」という。)に関する手数料 1 件につき 次の表の左欄に掲げる手続の内容に応じ、同表右欄に定める額																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続の内容</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請</td><td><u>6,700 円</u></td></tr> <tr> <td>3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請</td><td><u>2,800 円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>		手続の内容	手数料の額	略		2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請	<u>6,700 円</u>	3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請	<u>2,800 円</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続の内容</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請</td><td><u>6,400 円</u></td></tr> <tr> <td>3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請</td><td><u>2,400 円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>		手続の内容	手数料の額	略		2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請	<u>6,400 円</u>	3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請	<u>2,400 円</u>	略	
手続の内容	手数料の額																						
略																							
2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請	<u>6,700 円</u>																						
3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請	<u>2,800 円</u>																						
略																							
手続の内容	手数料の額																						
略																							
2 法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新申請	<u>6,400 円</u>																						
3 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号。以下この号において「政令」という。)第 35 条第 1 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付申請	<u>2,400 円</u>																						
略																							
(91) 略		(91) 略																					
2 略		2 略																					

(松江市理容師法施行条例の一部改正)

第2条 松江市理容師法施行条例（平成29年松江市条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第6条 法第11条の2の規定による理容所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。	第6条 法第11条の2の規定による理容所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万9,000円</u> とする。	2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万6,900円</u> とする。
3 略	3 略

（松江市美容師法施行条例の一部改正）

第3条 松江市美容師法施行条例（平成29年松江市条例第111号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第6条 法第12条の規定による美容所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。	第6条 法第12条の規定による美容所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万9,000円</u> とする。	2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万6,900円</u> とする。
3 略	3 略

（松江市クリーニング業法施行条例の一部改正）

第4条 松江市クリーニング業法施行条例（平成29年松江市条例第112号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(手数料)	(手数料)
第4条 法第5条の2の規定によるクリーニング所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。	第4条 法第5条の2の規定によるクリーニング所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万7,700円</u> とする。	2 前項の手数料の額は、検査1件につき <u>1万6,000円</u> とする。
3 略	3 略

(松江市興行場法施行条例の一部改正)

第5条 松江市興行場法施行条例（平成29年松江市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料) 第8条 法第2条第1項の規定により興行場営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 略 (2) 仮設又は臨時の施設による興行場営業の許可 申請1件につき <u>7,700円</u> 2 略	(手数料) 第8条 法第2条第1項の規定により興行場営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 略 (2) 仮設又は臨時の施設による興行場営業の許可 申請1件につき <u>7,000円</u> 2 略

(松江市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第6条 松江市公衆浴場法施行条例（平成29年松江市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料) 第6条 法第2条第1項の規定により浴場業	(手数料) 第6条 法第2条第1項の規定により浴場業

の許可を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。	の許可を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
2 前項の手数料の額は、申請 1 件につき <u>2万4,400円</u> とする。	2 前項の手数料の額は、申請 1 件につき <u>2万2,100円</u> とする。
3 略	3 略

(松江市旅館業法施行条例の一部改正)

第 7 条 松江市旅館業法施行条例（平成 29 年松江市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 9 条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定による旅館業の許可を受けようとする者 申請 1 件につき <u>24,700円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 9 条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定による旅館業の許可を受けようとする者 申請 1 件につき <u>22,100円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

(松江市食品衛生法施行条例の一部改正)

第 8 条 松江市食品衛生法施行条例（平成 29 年松江市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 5 条 法第 55 条第 1 項の規定により営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 5 条 法第 55 条第 1 項の規定により営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>

(1) 飲食店営業の許可 申請1件につき <u>18,000円</u>	(1) 飲食店営業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>
(2) 略	(2) 略
(3) 食肉販売業の許可 申請1件につき <u>12,000円</u>	(3) 食肉販売業の許可 申請1件につき <u>11,000円</u>
(4) 魚介類販売業の許可 申請1件につき <u>12,000円</u>	(4) 魚介類販売業の許可 申請1件につき <u>11,000円</u>
(5) 魚介類競り売り営業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(5) 魚介類競り売り営業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(6) 集乳業の許可 申請1件につき <u>12,000円</u>	(6) 集乳業の許可 申請1件につき <u>11,000円</u>
(7) 乳処理業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(7) 乳処理業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(8) 特別牛乳搾取処理業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(8) 特別牛乳搾取処理業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(9) 食肉処理業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(9) 食肉処理業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(10) 食品の放射線照射業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(10) 食品の放射線照射業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(11) 菓子製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(11) 菓子製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(12) アイスクリーム類製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(12) アイスクリーム類製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(13) 乳製品製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(13) 乳製品製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(14) 清涼飲料水製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(14) 清涼飲料水製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(15) 食肉製品製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(15) 食肉製品製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(16) 水産製品製造業の許可 申請1件につき <u>18,000円</u>	(16) 水産製品製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>
(17) 氷雪製造業の許可 申請1件につき	(17) 氷雪製造業の許可 申請1件につき

<u>25,000円</u>	<u>23,000円</u>
(18) 液卵製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(18) 液卵製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(19) 食用油脂製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(19) 食用油脂製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(20) みそ又はしょうゆ製造業の許可 申請1件につき <u>18,000円</u>	(20) みそ又はしょうゆ製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>
(21) 酒類製造業の許可 申請1件につき <u>18,000円</u>	(21) 酒類製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>
(22) 豆腐製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(22) 豆腐製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(23) 納豆製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(23) 納豆製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(24) 麺類製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(24) 麺類製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(25) そうざい製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(25) そうざい製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(26) 複合型そうざい製造業の許可 申請1件につき <u>37,000円</u>	(26) 複合型そうざい製造業の許可 申請1件につき <u>35,000円</u>
(27) 冷凍食品製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(27) 冷凍食品製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(28) 複合型冷凍食品製造業の許可 申請1件につき <u>37,000円</u>	(28) 複合型冷凍食品製造業の許可 申請1件につき <u>35,000円</u>
(29) 漬物製造業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(29) 漬物製造業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(30) 密封包装食品製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(30) 密封包装食品製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>
(31) 食品の小分け業の許可 申請1件につき <u>17,000円</u>	(31) 食品の小分け業の許可 申請1件につき <u>16,000円</u>
(32) 添加物製造業の許可 申請1件につき <u>25,000円</u>	(32) 添加物製造業の許可 申請1件につき <u>23,000円</u>

(松江市と畜場法施行条例の一部改正)

第9条 松江市と畜場法施行条例（平成29年松江市条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定によると畜場の設置の許可を受けようとする者又は法第14条第1項から第4項までの規定による獣畜のとさつ若しくは解体の検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般と畜場の設置の許可の申請 1件につき <u>25,000円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 獣畜のとさつ又は解体の検査</p> <p>ア 牛(犢を除く。)又は馬(ウを除く。) 1頭につき <u>1,000円</u></p> <p>イ その他のもの(ウを除く。) 1頭につき <u>470円</u></p> <p>ウ 病畜 1頭につき <u>1,690円</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定によると畜場の設置の許可を受けようとする者又は法第14条第1項から第4項までの規定による獣畜のとさつ若しくは解体の検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般と畜場の設置の許可の申請 1件につき <u>23,400円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 獣畜のとさつ又は解体の検査</p> <p>ア 牛(犢を除く。)又は馬(ウを除く。) 1頭につき <u>900円</u></p> <p>イ その他のもの(ウを除く。) 1頭につき <u>430円</u></p> <p>ウ 病畜 1頭につき <u>1,580円</u></p> <p>2・3 略</p>

(松江市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 松江市動物の愛護及び管理に関する条例（平成29年松江市条例第119号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料等)	(手数料等)

<p>第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第 10 条第 1 項の規定による登録を受けようとする者 1 件につき <u>17,300 円</u></p> <p>(2) 法第 13 条第 1 項の規定に基づく登録の更新を受けようとする者 1 件につき <u>17,300 円</u></p> <p>(3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号。以下「省令」という。)第 2 条第 6 項の規定に基づく登録証の再交付の申請をする者 1 件につき <u>2,500 円</u></p> <p>(4) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく許可を受けようとする者 1 件につき <u>17,800 円</u></p> <p>(5) 法第 28 条第 1 項の規定に基づく変更の許可を受けようとする者 1 件につき <u>11,400 円</u></p> <p>(6) 省令第 15 条第 6 項の規定に基づく許可証の再交付を受けようとする者 1 件につき <u>2,600 円</u></p> <p>(7) 法第 35 条第 1 項本文の規定による犬又は猫の引取りを求める者(同項ただし書の規定により引取りを拒否する場合を除く。)</p> <p>ア 生後 90 日を超える犬又は猫の場合 1 頭又は 1 匹につき <u>2,400 円</u></p> <p>イ 生後 90 日以内の犬又は猫の場合 1 頭又は 1 匹につき <u>480 円</u></p>	<p>第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第 10 条第 1 項の規定による登録を受けようとする者 1 件につき <u>15,500 円</u></p> <p>(2) 法第 13 条第 1 項の規定に基づく登録の更新を受けようとする者 1 件につき <u>15,500 円</u></p> <p>(3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号。以下「省令」という。)第 2 条第 6 項の規定に基づく登録証の再交付の申請をする者 1 件につき <u>2,000 円</u></p> <p>(4) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく許可を受けようとする者 1 件につき <u>15,500 円</u></p> <p>(5) 法第 28 条第 1 項の規定に基づく変更の許可を受けようとする者 1 件につき <u>10,600 円</u></p> <p>(6) 省令第 15 条第 6 項の規定に基づく許可証の再交付を受けようとする者 1 件につき <u>2,000 円</u></p> <p>(7) 法第 35 条第 1 項本文の規定による犬又は猫の引取りを求める者(同項ただし書の規定により引取りを拒否する場合を除く。)</p> <p>ア 生後 90 日を超える犬又は猫の場合 1 頭又は 1 匹につき <u>2,000 円</u></p> <p>イ 生後 90 日以内の犬又は猫の場合 1 頭又は 1 匹につき <u>400 円</u></p>
2・3 略	2・3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(松江市手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた市長に対する許可等の申請等に係る手数料の額については、なお従前の例による。
(松江市理容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日前に理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条第 1 項の規定による開設の届出のあった理容所の検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。
(松江市美容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日前に美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 11 条第 1 項の規定による開設の届出のあった美容所の検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。
(松江市クリーニング業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前にクリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 5 条第 1 項の規定による開設の届出のあったクリーニング所の検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。
(松江市と畜場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日前にと畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 7 条の規定による申請のあった獣畜のとさつ又は解体の検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。
(松江市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 施行日前になされた市長に対する登録等の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年松江市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(入所した者及び職員の健康診断)	(入所した者及び職員の健康診断)
第16条 略	第16条 略
2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該 <u>健康診断等</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。	2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断_____が行われた場合であって、当該 <u>健康診断</u> _____がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断</u> _____の結果を把握しなければならない。
児童相談所等における入所した児童に対する	児童相談所等における入所した児童に対する

る児童の入所前の健 康診断	る入所時の健康診断	る児童の入所前の健 康診断	る入所時の健康診断
児童が通学する学校 における健康診断	定期の健康診断又は 臨時の健康診断	児童が通学する学校 における健康診断	定期の健康診断又は 臨時の健康診断
乳児又は幼児(以下 「乳幼児」という。)に 対する健康診査	入所した乳幼児に対 する入所時の健康診 断、定期の健康診断又 は臨時の健康診断		

3・4 略

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 16 条の 2 母子生活支援施設は、当該施設
の設置者が入所中の児童に係るこども家
庭庁長官が定める給付金(以下この条にお
いて「給付金」という。)の支給を受けたと
きは、給付金として支払を受けた金銭を次
に掲げるところにより管理しなければな
らない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに
準ずるもの(これらの運用により生じた
収益を含む。以下この条において「児童
に係る金銭」という。)をその他の財産と
区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣
旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の收支の状況を明ら
かにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速や
かに、児童に係る金銭を当該児童に取得
させること。

(母子支援員の資格)

第 28 条 母子支援員は、次の各号のいずれ

3・4 略

(母子支援員の資格)

第 28 条 母子支援員は、次の各号のいずれ

<p>かに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育士<u>(法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある母子生活支援施設にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)。第 32 条第 2 項において同じ。)の資格を有する者</u></p> <p>(3)～(5) 略 (職員)</p> <p>第 36 条 保育所には、保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある保育所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 略 附 則 1～6 略 7 認定地方公共団体の区域内にある保育所についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該保育所が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。</p>	<p>かに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育士_____</p> <p>_____の資格を有する者</p> <p>(3)～(5) 略 (職員)</p> <p>第 36 条 保育所には、保育士_____</p> <p>_____, 嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 略 附 則 1～6 略</p>
---	---

(松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松江市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる</u></p> <p><u>健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、当該<u>健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる</u></p> <p><u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u></p> <p><u>の結果を把握しなければならない。</u></p> <p>児童相談所等における<u>利用乳幼児に対する</u>乳児又は幼児(以下<u>利用開始時の健康診断</u>といふ。)の</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断</p> <p><u>が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u></p> <p>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p>

利用開始前の健康診断 乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
3・4 略 (職員) 第 24 条 略 2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士 <u>法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)</u> 又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略	3・4 略 (職員) 第 24 条 略 2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略	
3 略 (職員) 第 30 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士 <u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。</u> 次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただ	3 略 (職員) 第 30 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士_____ _____ _____ _____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただ	

し、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かなければないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 略

3 略

(職員)

第 32 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所
(以下「小規模保育事業所 B 型」という。)
には、保育士認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 B 型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあっては、調理員を置かなければないことができる。

し、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かなければないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次項において同じ。)

(4) 略

3 略

(職員)

第 32 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所
(以下「小規模保育事業所 B 型」という。)
には、保育士_____

_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあっては、調理員を置かなければないことができる。

<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第 45 条 保育所型事業所内保育事業所には、 保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第 48 条 事業所内保育事業(利用定員が 19 人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士<u>(認定地方公共団体</u></p>	<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次項において同じ。)</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第 45 条 保育所型事業所内保育事業所には、 保育士_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第 48 条 事業所内保育事業(利用定員が 19 人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士_____</p>
---	---

の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

附 則

1~8 略

9 附則第 6 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項及び附則第 11 項において「小規模保育事業所 A 型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引い

その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

附 則

1~8 略

9 附則第 6 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項及び附則第 11 項において「小規模保育事業所 A 型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引い

<p>て得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 略</p> <p><u>11 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。</u></p>	<p>て得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 略</p>
--	--

(松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年松江市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u></p> <p>_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年松江市条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないも

のは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第 10 条 略	第 10 条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
(1) 保育士 <u>(法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士)</u> の資格を有する者	(1) 保育士_____
(2)～(10) 略	
4・5 略 (虐待等の禁止)	
第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第 33 条の 10 第 1 項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第 33 条の 10 各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年松江市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄

に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p><u>第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>(職員の数等)</p>	
<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p>	<p>(職員の数等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p>
<p>略</p> <p>備考</p> <p>(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第4項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)<u>第18条の18第3項に規定する保育士登録(同法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同法第18条の1</u></p>	<p>略</p> <p>備考</p> <p>(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第4項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)<u>第18条の18第1項の登録(</u></p>

8第3項に規定する保育士登録又は当該認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録。以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) 略

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第22条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 略

(園舎に備えるべき設備)

第7条 略

2 略

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第22条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) 略

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第23条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 略

(園舎に備えるべき設備)

第7条 略

2 略

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第23条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4~7 略	4~7 略 <u>(虐待等の禁止)</u> <u>第18条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>
<u>第18条</u> 略 (食事)	<u>第19条</u> 略 (食事)
<u>第19条</u> 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(<u>第24条</u>)の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならぬ。	<u>第20条</u> 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(<u>第23条第2項</u>)の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならぬ。
2~5 略	2~5 略
<u>第20条・第21条</u> 略 (食事の提供の特例)	<u>第21条・第22条</u> 略 (食事の提供の特例)
<u>第22条</u> 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、 <u>第19条第1項</u> の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。 (1)~(5) 略	<u>第23条</u> 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、 <u>第20条第1項</u> の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。 (1)~(5) 略
<u>第23条~第25条</u> 略	<u>第24条~第26条</u> 略

(松江市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第6条 松江市認定こども園の認定要件に関する条例（平成30年松江市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員の資格の基準)	(職員の資格の基準)
第8条 職員の資格の基準は、次に掲げるとおりとする。	第8条 職員の資格の基準は、次に掲げるとおりとする。
(1) 職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士 <u>当該認定こども園が児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある場合にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下同じ。)</u> の資格を有する者とすること。	(1) 職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士_____
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
(教育及び保育の内容の基準)	(教育及び保育の内容の基準)
第10条 認定こども園における教育及び保育の内容の基準は、次に掲げるとおりとする。	第10条 認定こども園における教育及び保育の内容の基準は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10第1項各号(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該子どもの身心に有害な影響を与える行為を行わないこと。	(4) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該子どもの身心に有害な影響を与える行為を行わないこと。
(5) 略	(5) 略

(松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改

正)

第7条 松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年松江市条例第90号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(従業者の員数) <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者 (以下「指定児童発達支援事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準府令」という。)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)。</u>以下この条において同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、</p>	(従業者の員数) <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者 (以下「指定児童発達支援事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準府令」という。)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士_____</p> <p>_____ 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、</p>

という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 略

(従業者の員数)

第 55 条の 6 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士(認定地方公共団体の区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域

_____が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 略

(従業者の員数)

第 55 条の 6 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士_____

限定保育士。以下この号において同じ。)

基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ 略

(2) 略

2・3 略

(従業者の員数)

第 67 条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士認定地方公共団体の区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ 略

(2) 略

2~8 略

基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ 略

(2) 略

2・3 略

(従業者の員数)

第 67 条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士_____

_____ 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ 略

(2) 略

2~8 略

<p>(従業者の員数)</p> <p>第 72 条の 3 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士<u>認定地方公共団体の区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この号において同じ。)</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 72 条の 3 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士_____</p> <p>_____ 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第 72 条の 8 略</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士<u>認定地方公共団体の区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士)</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 72 条の 8 略</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

<p>の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>	<p>の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>
3 略	3 略

(松江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 松江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年松江市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松江市乗合旅客自動車運送条例の一部を改正する条例

松江市乗合旅客自動車運送条例（平成 17 年松江市条例第 362 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前												
<p>(運賃)</p> <p>第 2 条 乗合自動車の運賃は、<u>均一運賃及び区間運賃</u>とし、<u>均一運賃</u>にあっては大人 1 乗車につき 250 円、小児(小学生以下の者をいう。以下同じ。)1 乗車につき 130 円、<u>区間運賃</u>にあっては大人 1 乗車につき 770 円、<u>小児 1 乗車につき 390 円</u>の範囲内(国土交通大臣が認める場合を除く。)において、松江市交通事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。ただし、初乗り運賃は、管理者が別に定める場合を除き、<u>250 円(小児 130 円)</u>とする。</p>	<p>(運賃)</p> <p>第 2 条 乗合自動車の運賃は、<u>運行 1 人 1 キロメートルにつき基準賃率を 37 円 40 銭とし、次の表の左欄に掲げる運賃計算キロ程に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額</u></p> <p>_____の範囲内(国土交通大臣が認める場合を除く。)において、松江市交通事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。ただし、初乗り運賃は、管理者が別に定める場合を除き、<u>160 円(小児 80 円)</u>とする。</p>												
	<table border="1"><thead><tr><th>運賃計算キロ程</th><th>率</th></tr></thead><tbody><tr><td>2 キロメートル以下の部分</td><td>2</td></tr><tr><td>2 キロメートルを超える部分</td><td>1</td></tr><tr><td>5 キロメートルを超える部分</td><td>0.9</td></tr><tr><td>10 キロメートルを超える部分</td><td>0.85</td></tr><tr><td>15 キロメートルを超える部分</td><td>0.8</td></tr></tbody></table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる路線に係る乗合自動車の運賃は、当該各</p>	運賃計算キロ程	率	2 キロメートル以下の部分	2	2 キロメートルを超える部分	1	5 キロメートルを超える部分	0.9	10 キロメートルを超える部分	0.85	15 キロメートルを超える部分	0.8
運賃計算キロ程	率												
2 キロメートル以下の部分	2												
2 キロメートルを超える部分	1												
5 キロメートルを超える部分	0.9												
10 キロメートルを超える部分	0.85												
15 キロメートルを超える部分	0.8												

		号に定める額とする。																		
	(1) 南循環線、北循環線及び病院循環線 210 円(小児 110 円)																			
	(2) あじさいループ線及び法吉ループ線 180 円以上 250 円以内(小児 90 円以上 130 円以内)の範囲内において、管理者が 別に定める額																			
2 次の各号に掲げる乗車券による運賃につ いては、前項の運賃をもって算出した額 の範囲内において管理者がこれを定める。 (1)～(6) 略	3 次の各号に掲げる乗車券による運賃につ いては、前2項の運賃をもって算出した額 の範囲内において管理者がこれを定める。 (1)～(6) 略																			
3 前2項の規定にかかわらず、管理者が別に 定める限定路線に係る乗合自動車の乗車の 区分、運賃及び乗車券は、別表のとおりと する。	4 前3項の規定にかかわらず、管理者が別に 定める限定路線に係る乗合自動車の乗車の 区分、運賃及び乗車券は、別表のとおりと する。																			
4 旅客が_____乗り継ぎ する場合においては、管理者は運賃の範囲 内において割引することができる。	5 旅客が南循環線と北循環線とを乗り継ぎ する場合においては、管理者は運賃の範囲 内において割引することができる。																			
5 旅客(6歳未満の小児を除く。)が同伴する 1歳以上6歳未満の小児については、旅客1 人につき3人を無賃とし、1歳未満の小児 については、無賃とする。	6 旅客(6歳未満の小児を除く。)が同伴する 1歳以上6歳未満の小児については、旅客1 人につき1人を無賃とし、1歳未満の小児 については、無賃とする。																			
6～8 略	7～9 略																			
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運賃</th> <th>乗車券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回乗車</td> <td>250 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日乗車</td> <td>700 円</td> <td>1日乗車券</td> </tr> </tbody> </table>	区分	運賃	乗車券	1回乗車	250 円		1日乗車	700 円	1日乗車券	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運賃</th> <th>乗車券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回乗車</td> <td>210 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日乗車</td> <td>520 円</td> <td>1日乗車券</td> </tr> </tbody> </table>	区分	運賃	乗車券	1回乗車	210 円		1日乗車	520 円	1日乗車券	
区分	運賃	乗車券																		
1回乗車	250 円																			
1日乗車	700 円	1日乗車券																		
区分	運賃	乗車券																		
1回乗車	210 円																			
1日乗車	520 円	1日乗車券																		
備考	備考																			
1 略	1 略																			
2 小児_____、身体 障害者手帳の交付を受けている者及び	2 小児(小学生以下の者をいう。)、身体 障害者手帳の交付を受けている者及び																			

その介護人、療育手帳の交付を受けて
いる知的障害者及びその介護人並びに
児童福祉施設の被養護者及びその付添
人の運賃は、この表の運賃の半額とす
る。

その介護人、療育手帳の交付を受けて
いる知的障害者及びその介護人並びに
児童福祉施設の被養護者及びその付添
人の運賃は、この表の運賃の半額とす
る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

松江市一般市営住宅条例の一部を改正する条例

松江市一般市営住宅条例（令和3年松江市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後						改正前					
(設置)						(設置)					
第2条 一般住宅の建設年度、名称、所在地、構造、戸数及び家賃は次のとおりとする。						第2条 一般住宅の建設年度、名称、所在地、構造、戸数及び家賃は次のとおりとする。					
建設 年度	名称	所在地	構造	戸数	家賃	建設 年度	名称	所在地	構造	戸数	家賃
略						略					
平成10年度	南廻山ハイツ	松江市東出雲町揖屋760番地9	木造階建	212	月額37,500円	平成10年度	南廻山ハイツ	松江市東出雲町揖屋760番地9	木造階建	212	月額37,500円
平成15年度	中山ハイツ	松江市八雲町東岩坂78番地4	木造階建	24	月額46,000円						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和10年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の松江市一般市営住宅条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する中山ハイツ（以下「中山ハイツ」という。）に係る新条例第6条の規定による申込み及び決定並びに新条例第7条の規定による入居者の選考その他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に中山ハイツに入居している者（以下「現入居者」という。）は、新条例の規定に基づき入居しているものとみなす。

4 現入居者が入居時に支払った敷金については、新条例第15条の規定により支払われた敷金とみなす。

松江市水道給水条例の一部を改正する条例

松江市水道給水条例（平成 17 年松江市条例第 359 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																																				
(料金)	(料金)																																				
第 23 条 略	第 23 条 略																																				
(1) 基本料金(1 月、メーター1 個につき)	(1) 基本料金(1 月、メーター1 個につき)																																				
<table border="1"><thead><tr><th>メーターの口径</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>13 ミリメートル</td><td><u>1,100 円</u></td></tr><tr><td>20 ミリメートル</td><td><u>1,900 円</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	メーターの口径	金額	13 ミリメートル	<u>1,100 円</u>	20 ミリメートル	<u>1,900 円</u>	略		<table border="1"><thead><tr><th>メーターの口径</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>13 ミリメートル</td><td><u>800 円</u></td></tr><tr><td>20 ミリメートル</td><td><u>1,400 円</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	メーターの口径	金額	13 ミリメートル	<u>800 円</u>	20 ミリメートル	<u>1,400 円</u>	略																					
メーターの口径	金額																																				
13 ミリメートル	<u>1,100 円</u>																																				
20 ミリメートル	<u>1,900 円</u>																																				
略																																					
メーターの口径	金額																																				
13 ミリメートル	<u>800 円</u>																																				
20 ミリメートル	<u>1,400 円</u>																																				
略																																					
(2) 給水料金(1 月、使用水量 1 立方メートルにつき)	(2) 給水料金(1 月、使用水量 1 立方メートルにつき)																																				
<table border="1"><thead><tr><th>使用水量</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10 立方メートルまでの分</td><td><u>90 円</u></td></tr><tr><td>10 立方メートルを超える分</td><td><u>207 円</u></td></tr><tr><td>20 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>20 立方メートルを超える分</td><td><u>246 円</u></td></tr><tr><td>40 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>40 立方メートルを超える分</td><td><u>279 円</u></td></tr><tr><td>60 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>60 立方メートルを超える分</td><td><u>308 円</u></td></tr></tbody></table>	使用水量	金額	10 立方メートルまでの分	<u>90 円</u>	10 立方メートルを超える分	<u>207 円</u>	20 立方メートルまでの分		20 立方メートルを超える分	<u>246 円</u>	40 立方メートルまでの分		40 立方メートルを超える分	<u>279 円</u>	60 立方メートルまでの分		60 立方メートルを超える分	<u>308 円</u>	<table border="1"><thead><tr><th>使用水量</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10 立方メートルまでの分</td><td><u>67 円</u></td></tr><tr><td>10 立方メートルを超える分</td><td><u>180 円</u></td></tr><tr><td>20 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>20 立方メートルを超える分</td><td><u>190 円</u></td></tr><tr><td>40 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>40 立方メートルを超える分</td><td><u>200 円</u></td></tr><tr><td>60 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>60 立方メートルを超える分</td><td><u>240 円</u></td></tr></tbody></table>	使用水量	金額	10 立方メートルまでの分	<u>67 円</u>	10 立方メートルを超える分	<u>180 円</u>	20 立方メートルまでの分		20 立方メートルを超える分	<u>190 円</u>	40 立方メートルまでの分		40 立方メートルを超える分	<u>200 円</u>	60 立方メートルまでの分		60 立方メートルを超える分	<u>240 円</u>
使用水量	金額																																				
10 立方メートルまでの分	<u>90 円</u>																																				
10 立方メートルを超える分	<u>207 円</u>																																				
20 立方メートルまでの分																																					
20 立方メートルを超える分	<u>246 円</u>																																				
40 立方メートルまでの分																																					
40 立方メートルを超える分	<u>279 円</u>																																				
60 立方メートルまでの分																																					
60 立方メートルを超える分	<u>308 円</u>																																				
使用水量	金額																																				
10 立方メートルまでの分	<u>67 円</u>																																				
10 立方メートルを超える分	<u>180 円</u>																																				
20 立方メートルまでの分																																					
20 立方メートルを超える分	<u>190 円</u>																																				
40 立方メートルまでの分																																					
40 立方メートルを超える分	<u>200 円</u>																																				
60 立方メートルまでの分																																					
60 立方メートルを超える分	<u>240 円</u>																																				
(3) 略	(3) 略																																				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している使用についての施行日以後最初のメーターの点検により算定する料金は、改正後の第 23 条の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

松江市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(松江市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松江市職員の給与に関する条例（平成17年松江市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第10条 新たに採用された職員のうち次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受け、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職務に従事する職員で市長が規則で定めるもの 月額 <u>31万800円</u> (2)・(3) 略	第10条 新たに採用された職員のうち次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受け、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職務に従事する職員で市長が規則で定めるもの 月額 <u>31万円</u> (2)・(3) 略
2・3 略	2・3 略
(通勤手当)	(通勤手当)
第16条 略	第16条 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、 <u>3万8,700円</u> の範囲内において市長が規則で定める額(第17条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員(1月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)にあっては、その額	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、 <u>3万1,600円</u> の範囲内において市長が規則で定める額(第17条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員(1月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)にあっては、その額

<p>から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 略</p> <p>3~7 略 (単身赴任手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員_____</p> <p>_____その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 略 (宿日直手当)</p> <p>第 24 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、<u>4,700 円</u>(宿直勤務が勤務時間午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までと定められている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、<u>7,050 円</u>)を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、その勤務 1 回につき <u>2,350 円</u>と</p>	<p>額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 略</p> <p>3~7 略 (単身赴任手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(<u>任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。</u>)その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 略 (宿日直手当)</p> <p>第 24 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、<u>4,400 円</u>(宿直勤務が勤務時間午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までと定められている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、<u>6,600 円</u>)を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、その勤務 1 回につき <u>2,200 円</u>と</p>
---	---

<p>する。</p> <p>2 略 (期末手当)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」とす る。</p> <p>4～13 略 (勤勉手当)</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長 が規則で定める基準に従って定める割合を 乗じて得た額とする。この場合において、 任命権者が支給する勤勉手当の額の、その 者に所属する次の各号に掲げる職員の区分 ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める 額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあつ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の</u></p>	<p>する。</p> <p>2 略 (期末手当)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 125</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とす る。</p> <p>4～13 略 (勤勉手当)</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長 が規則で定める基準に従って定める割合を 乗じて得た額とする。この場合において、 任命権者が支給する勤勉手当の額の、その 者に所属する次の各号に掲げる職員の区分 ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める 額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあつ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の</u></p>
---	---

<u>107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の 52.5</u> を乗じて得た額の総額 3~5 略	<u>105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の 50</u> を乗じて得た額の総額 3~5 略
---	---

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
員以外の職員	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	

38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			

	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
	86	266, 200	305, 800	355, 700				
	87	266, 500	306, 100	356, 100				
	88	266, 800	306, 400	356, 500				
	89	267, 100	306, 700	356, 700				
	90	267, 400	307, 000	357, 100				
	91	267, 700	307, 300	357, 500				
	92	268, 000	307, 600	357, 900				
	93	268, 300	307, 800	358, 100				
	94		308, 000	358, 400				
	95		308, 300	358, 800				
	96		308, 700	359, 100				
	97		308, 900	359, 400				
	98		309, 200	359, 800				
	99		309, 500	360, 200				
	100		309, 900	360, 600				
	101		310, 100	361, 100				
	102		310, 400	361, 500				
	103		310, 700	361, 900				
	104		311, 000	362, 300				
	105		311, 200	362, 800				
	106		311, 500	363, 200				
	107		311, 800	363, 500				
	108		312, 100	363, 800				
	109		312, 300	364, 200				
	110		312, 600					
	111		313, 000					
	112		313, 300					
	113		313, 500					
	114		313, 700					
	115		314, 000					
	116		314, 400					
	117		314, 600					
	118		314, 800					
	119		315, 100					
	120		315, 400					
	121		315, 700					
	122		315, 900					
	123		316, 200					
	124		316, 500					
	125		316, 800					

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額						
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100
任用	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700
短時	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200
間勤	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700
務職	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200
員以外の職員	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400

38	286, 700	296, 300	305, 500	343, 100	402, 400	422, 000	449, 100	471, 600	
39	287, 800	296, 900	306, 100	344, 300	403, 900	423, 100	449, 500	471, 900	
40	288, 900	297, 400	306, 600	345, 500	405, 400	424, 200	449, 800	472, 100	
41	290, 100	297, 800	307, 200	346, 600	406, 600	425, 400	450, 100	472, 400	
42	290, 700	298, 400	307, 900	347, 700	407, 600	426, 200	450, 400	472, 600	
43	291, 300	299, 000	308, 600	348, 900	408, 600	427, 000	450, 700	472, 800	
44	291, 800	299, 500	309, 200	350, 100	409, 600	427, 600	451, 000	473, 000	
45	292, 200	299, 900	309, 800	351, 200	410, 600	428, 100	451, 200	473, 400	
46	292, 700	300, 400	310, 600	352, 500	411, 700	428, 800	451, 500		
47	293, 200	300, 900	311, 400	353, 700	412, 800	429, 500	451, 800		
48	293, 700	301, 400	312, 100	354, 900	413, 900	430, 100	452, 000		
49	294, 100	301, 900	312, 900	356, 100	415, 200	430, 800	452, 300		
50	294, 600	302, 400	313, 900	357, 400	416, 000	431, 200	452, 600		
51	295, 100	303, 000	314, 900	358, 700	416, 800	431, 800	452, 900		
52	295, 600	303, 500	315, 900	360, 000	417, 400	432, 400	453, 200		
53	296, 100	304, 100	316, 900	360, 900	417, 900	432, 800	453, 400		
54	296, 700	304, 700	318, 000	362, 200	418, 600	433, 200	453, 700		
55	297, 100	305, 400	319, 000	363, 400	419, 200	433, 700	453, 900		
56	297, 500	306, 000	320, 000	364, 600	419, 900	434, 200	454, 200		
57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400		
58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700		
59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000		
60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200		
61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400		
62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700		
63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	456, 000		
64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	456, 300		
65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	456, 500		
66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	456, 800		
67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	457, 100		
68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	457, 400		
69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	457, 600		
70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800	457, 900		
71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100	458, 200		
72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300	458, 500		
73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500	458, 700		
74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800			
75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100			
76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300			
77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500			
78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600	430, 300	440, 800			
79	308, 400	324, 500	345, 700	393, 700	430, 600	441, 100			
80	309, 000	325, 500	347, 100	394, 900	430, 900	441, 300			
81	309, 500	326, 400	348, 400	396, 000	431, 200	441, 500			

	82	310, 000	327, 400	350, 000	396, 600	431, 600	441, 800		
	83	310, 700	328, 300	351, 500	397, 100	432, 000	442, 100		
	84	311, 300	329, 300	353, 000	397, 600	432, 400	442, 300		
	85	311, 900	330, 200	354, 400	398, 200	432, 700	442, 500		
	86	312, 500	331, 200	355, 900	398, 800				
	87	313, 200	332, 200	357, 400	399, 400				
	88	313, 900	333, 200	358, 800	400, 000				
	89	314, 600	334, 100	360, 100	400, 300				
	90	315, 300	335, 400	361, 300	400, 800				
	91	316, 000	336, 600	362, 500	401, 300				
	92	316, 700	337, 800	363, 800	401, 800				
	93	317, 200	339, 000	365, 100	402, 200				
	94	318, 100	340, 300	366, 600	402, 600				
	95	319, 000	341, 500	368, 100	403, 100				
	96	319, 800	342, 700	369, 500	403, 600				
	97	320, 500	343, 900	370, 800	404, 000				
	98	321, 400	345, 200	372, 000	404, 500				
	99	322, 300	346, 400	373, 100	405, 000				
	100	323, 200	347, 600	374, 300	405, 400				
	101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700				
	102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100				
	103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500				
	104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800				
	105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100				
	106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600				
	107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100				
	108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600				
	109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900				
	110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400				
	111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900				
	112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400				
	113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700				
	114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200				
	115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700				
	116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200				
	117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600				
	118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100				
	119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500				
	120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000				
	121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400				
	122	337, 800	367, 300	388, 100					
	123	338, 300	367, 700	388, 600					
	124	338, 800	368, 100	389, 000					
	125	339, 100	368, 500	389, 500					

	126		368, 900	390, 000					
	127		369, 300	390, 500					
	128		369, 700	391, 000					
	129		370, 100	391, 300					
	130		370, 500	391, 800					
	131		370, 900	392, 300					
	132		371, 300	392, 800					
	133		371, 500	393, 100					
	134		372, 000	393, 600					
	135		372, 300	394, 000					
	136		372, 600	394, 400					
	137		372, 900	394, 700					
	138		373, 300	395, 100					
	139		373, 800	395, 600					
	140		374, 300	396, 100					
	141		374, 600	396, 400					
	142		375, 100						
	143		375, 600						
	144		376, 100						
	145		376, 400						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		255, 400	267, 500	272, 000	304, 600	321, 900	336, 500	360, 700	397, 000

備考 この表は、消防吏員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	

	39	276, 100	323, 600	392, 800	444, 600
	40	277, 200	325, 300	394, 200	446, 200
	41	278, 500	326, 600	395, 500	447, 700
	42	279, 500	328, 500	397, 000	449, 200
	43	280, 500	330, 300	398, 400	450, 400
	44	281, 400	332, 000	399, 800	451, 600
	45	282, 000	333, 600	401, 300	452, 800
	46	282, 800	335, 500	402, 900	454, 100
	47	283, 600	337, 200	404, 500	455, 300
	48	284, 400	338, 900	405, 900	456, 500
	49	285, 100	340, 600	407, 100	457, 600
	50	285, 900	342, 300	408, 500	458, 800
	51	286, 600	344, 000	409, 900	460, 000
	52	287, 400	345, 700	411, 200	461, 200
	53	288, 200	347, 400	412, 400	462, 400
	54	289, 000	348, 700	413, 600	463, 600
	55	289, 700	350, 000	414, 900	464, 800
	56	290, 500	351, 300	416, 200	466, 000
	57	291, 200	352, 800	417, 500	467, 100
	58	291, 800	354, 400	418, 800	467, 700
	59	292, 600	355, 900	420, 200	468, 200
	60	293, 400	357, 500	421, 400	468, 700
	61	294, 100	358, 900	422, 600	469, 200
	62	294, 700	360, 500	424, 000	
	63	295, 500	362, 100	425, 400	
	64	296, 100	363, 500	426, 700	
	65	297, 100	365, 000	427, 900	
	66	297, 900	366, 600	429, 100	
	67	298, 600	368, 200	430, 400	
	68	299, 300	369, 700	431, 800	
	69	299, 900	371, 200	433, 100	
	70	300, 600	372, 800	434, 300	
	71	301, 300	374, 300	435, 300	
	72	302, 000	375, 800	436, 500	
	73	302, 700	377, 300	437, 700	
	74	303, 400	378, 900	438, 800	
	75	304, 100	380, 500	440, 000	
	76	304, 600	382, 000	441, 000	
	77	305, 200	383, 400	442, 100	
	78	305, 800	384, 800	443, 100	
	79	306, 500	386, 200	444, 100	
	80	307, 100	387, 500	445, 100	
	81	307, 600	388, 800	446, 000	
	82	308, 200	390, 200	446, 800	

83	308, 900	391, 500	447, 600
84	309, 600	392, 800	448, 400
85	310, 200	393, 900	449, 100
86	311, 000	395, 300	449, 500
87	311, 700	396, 600	449, 900
88	312, 300	397, 900	450, 300
89	313, 000	399, 100	450, 700
90	313, 800	400, 400	451, 000
91	314, 600	401, 500	451, 300
92	315, 400	402, 700	451, 500
93	315, 900	403, 900	451, 800
94	316, 700	405, 000	452, 100
95	317, 500	406, 200	452, 400
96	318, 300	407, 400	452, 600
97	318, 900	408, 800	452, 800
98	319, 600	409, 800	453, 100
99	320, 400	410, 800	453, 400
100	321, 100	411, 800	453, 600
101	321, 900	412, 700	453, 800
102	322, 700	413, 700	454, 100
103	323, 600	414, 800	454, 400
104	324, 400	415, 900	454, 600
105	325, 000	416, 600	454, 800
106	325, 800	417, 500	
107	326, 600	418, 400	
108	327, 400	419, 300	
109	328, 100	420, 100	
110	328, 500	420, 900	
111	328, 800	421, 700	
112	329, 300	422, 500	
113	329, 800	423, 100	
114	330, 200	423, 800	
115	330, 600	424, 500	
116	331, 000	425, 200	
117	331, 500	425, 800	
118	332, 000	426, 300	
119	332, 400	426, 600	
120	332, 900	426, 900	
121	333, 400	427, 200	
122	333, 800	427, 500	
123	334, 200	427, 800	
124	334, 700	428, 000	
125	335, 200	428, 200	
126	335, 500	428, 500	

	127	335, 800	428, 800			
	128	336, 100	429, 000			
	129	336, 300	429, 200			
	130	336, 600	429, 500			
	131	336, 900	429, 800			
	132	337, 100	430, 000			
	133	337, 300	430, 200			
	134	337, 500	430, 500			
	135	337, 700	430, 800			
	136	338, 000	431, 000			
	137	338, 300	431, 200			
	138	338, 500	431, 500			
	139	338, 800	431, 800			
	140	339, 100	432, 000			
	141	339, 300	432, 200			
	142	339, 500	432, 500			
	143	339, 800	432, 800			
	144	340, 000	433, 000			
	145	340, 300	433, 200			
	146	340, 500				
	147	340, 800				
	148	341, 100				
	149	341, 300				
	150	341, 500				
	151	341, 800				
	152	342, 100				
	153	342, 300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247, 200	288, 900	319, 100	348, 200	436, 000

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する職員で市長が規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	

	39	405, 300	476, 500	534, 000
	40	406, 700	478, 000	535, 300
	41	408, 200	479, 600	536, 300
	42	408, 900	480, 800	537, 100
	43	409, 500	481, 900	537, 900
	44	410, 100	483, 000	538, 700
	45	410, 900	484, 000	539, 600
	46	411, 500	484, 900	540, 400
	47	412, 100	485, 800	541, 200
	48	412, 600	486, 600	541, 900
	49	413, 100	487, 300	542, 700
	50	413, 500	488, 000	543, 500
	51	414, 000	488, 700	544, 200
	52	414, 400	489, 300	545, 100
	53	414, 800	489, 900	546, 000
	54	415, 100	490, 600	546, 800
	55	415, 400	491, 200	547, 700
	56	415, 800	491, 800	548, 600
	57	416, 100	492, 100	549, 400
	58	416, 500	492, 700	550, 200
	59	416, 800	493, 300	551, 000
	60	417, 200	494, 000	551, 700
	61	417, 600	494, 400	552, 500
	62	417, 900	495, 000	553, 400
	63	418, 200	495, 700	554, 300
	64	418, 500	496, 400	555, 200
	65	418, 800	496, 800	556, 000
	66		497, 400	556, 900
	67		498, 000	557, 800
	68		498, 500	558, 700
	69		499, 000	559, 500
	70		499, 500	560, 400
	71		500, 000	561, 300
	72		500, 500	562, 200
	73		500, 900	563, 000
	74		501, 400	
	75		501, 800	
	76		502, 200	
	77		502, 700	
	78		503, 300	
	79		503, 800	
	80		504, 200	
	81		504, 700	
	82		505, 300	

	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この給料表は、医師である職員で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
任用	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
短時	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
間勤	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
務職	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
員以外の職員	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	

	40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400	
	41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700	
	42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000	
	43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300	
	44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600	
	45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800	
	46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100	
	47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400	
	48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700	
	49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900	
	50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100	
	51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400	
	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700	
	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900	
	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800		
	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500		
	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100		
	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500		
	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000		
	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600		
	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200		
	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600		
	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100		
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600		
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100		
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700		
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200		
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800		
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400		
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900		
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400		
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800		
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200		
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500		
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000		
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400		
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800		
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200		
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700			
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900			
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200			
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700			
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000			
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300			

		84	266,500	302,600	340,300	361,600			
		85	266,700	302,800	340,700	362,000			
		86		303,000	341,100	362,300			
		87		303,200	341,400	362,600			
		88		303,400	341,700	362,900			
		89		303,800	342,000	363,300			
		90		304,000	342,200	363,600			
		91		304,200	342,600	363,800			
		92		304,400	342,900	364,100			
		93		304,800	343,100	364,400			
		94		305,000	343,400	364,800			
		95		305,200	343,700	365,200			
		96		305,500	343,900	365,600			
		97		305,800	344,100	366,100			
		98		306,000	344,400	366,500			
		99		306,200	344,700	366,900			
		100		306,500	344,900	367,300			
		101		306,800	345,100	367,800			
		102		307,000	345,300				
		103		307,200	345,700				
		104		307,500	345,900				
		105		307,800	346,100				
		106			346,400				
		107			346,800				
		108			347,200				
		109			347,400				
定年 前再 任用 短時間勤務職員		基準給料 月額							
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400	

備考 この給料表は、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、薬剤師又は獣医師で

ある職員で市長が規則で定めるものに適用する。

第2条 松江市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第27条 略	第27条 略
2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,600円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じ、 <u>校務類型(市長が規則で定める校務の種類をいう。)に係る業務の困難性</u> その他の事情を考慮して、市規則で定める。	2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,000円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じ_____
3・4 略	_____て、市規則で定める。
3・4 略	3・4 略

別表第3の備考2を次のように改める。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

第3条 松江市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(通勤手当)	(通勤手当)
第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」	(1) 通勤のため交通機関_____
	_____を利用してその運賃_____

という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 略

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円の範囲内において市長が規則で定める額(第17条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員(1月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で

_____を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩によって通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 略

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額

_____といふ。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、3万8,700円の範囲内において市長が規則で定める額(第17条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員(1月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で

定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「特別急行列車等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料

定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める者に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び第2項第2号に定める額

_____の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を

<p>乗じて得た額とする。</p> <p>6~9 略 (期末手当)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>」と する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長 が規則で定める基準に従って定める割合を 乗じて得た額とする。この場合において、 任命権者が支給する勤勉手当の額の、その 者に所属する次の各号に掲げる職員の区分 ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める 額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短时 間勤務職員及び特定任期付職員(松江市 一般職の任期付職員の採用等に関する条 例(平成 17 年松江市条例第 30 号)第 6 条 第 1 項に規定する特定任期付職員をい う。)以外の職員 当該職員の勤勉手当基 社額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、 退職し、又は死亡した日現在。次項にお</p>	<p>乗じて得た額とする。</p> <p>4~7 略 (期末手当)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」と する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長 が規則で定める基準に従って定める割合を 乗じて得た額とする。この場合において、 任命権者が支給する勤勉手当の額の、その 者に所属する次の各号に掲げる職員の区分 ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める 額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短时 間勤務職員及び特定任期付職員(松江市 一般職の任期付職員の採用等に関する条 例(平成 17 年松江市条例第 30 号)第 6 条 第 1 項に規定する特定任期付職員をい う。)以外の職員 当該職員の勤勉手当基 社額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、 退職し、又は死亡した日現在。次項にお</p>
---	--

<p>いて同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 106.2</u> <u>5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 51.</u> <u>25</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p>	<p>いて同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 107.5</u> <u>_</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 52.</u> <u>5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p>
---	--

(松江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 松江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年松江市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与に関する特例)		(特定任期付職員の給与に関する特例)	
第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	円 <u>405,000</u>	1	円 <u>392,000</u>
2	<u>455,000</u>	2	<u>440,000</u>
3	<u>508,000</u>	3	<u>492,000</u>
4	<u>574,000</u>	4	<u>555,000</u>
5	<u>655,000</u>	5	<u>634,000</u>
6	<u>765,000</u>	6	<u>740,000</u>
7	<u>893,000</u>	7	<u>864,000</u>
2~4 略		2~4 略	
(特定任期付職員の職員給与条例等の適用除外等)		(特定任期付職員の職員給与条例等の適用除外等)	
第7条 略		第7条 略	
2 特定任期付職員に対する職員給与条例第22条及び第25条の規定の適用については、		2 特定任期付職員に対する職員給与条例第22条及び第25条の規定の適用については、	

<p>職員給与条例第 22 条第 1 項中「管理職員」とあるのは「松江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 30 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 25 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 97.5</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>職員給与条例第 22 条第 1 項中「管理職員」とあるのは「松江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 30 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 25 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 95</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p>
--	--

第 5 条 松江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の職員給与条例等の適用除外等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 22 条及び第 25 条の規定の適用については、職員給与条例第 22 条第 1 項中「管理職員」とあるのは「松江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 30 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 25 条第 2 項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 96.25</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(特定任期付職員の職員給与条例等の適用除外等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 22 条及び第 25 条の規定の適用については、職員給与条例第 22 条第 1 項中「管理職員」とあるのは「松江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 30 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 25 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 97.5</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p>

(松江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 6 条 松江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松江市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(会計年度任用職員の期末手当)	(会計年度任用職員の期末手当)
第 15 条 略	第 15 条 略
2・3 略	2・3 略
4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
5・6 略	5・6 略

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	円 195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100

39		247, 600	281, 800
40		248, 400	282, 500
41		249, 200	283, 200
42		249, 900	283, 900
43		250, 500	284, 600
44		251, 100	285, 300
45		251, 800	286, 000
46		252, 400	286, 600
47		253, 000	287, 300
48		253, 600	287, 900
49		254, 100	288, 600
50		254, 700	289, 200
51		255, 300	289, 900
52		255, 800	290, 600
53		256, 200	291, 100
54		256, 600	291, 700
55		256, 900	292, 300
56		257, 200	293, 000
57		257, 500	293, 600
58		257, 800	294, 200
59		258, 100	294, 800
60		258, 400	295, 500
61		258, 700	296, 100
62		259, 000	296, 700
63		259, 300	297, 200
64		259, 600	297, 700
65		259, 900	298, 200
66		260, 200	298, 800
67		260, 500	299, 300
68		260, 800	299, 900
69		261, 100	300, 300
70		261, 400	300, 800
71		261, 700	301, 300
72		262, 000	301, 900
73		262, 300	302, 400
74		262, 600	302, 800
75		262, 900	303, 100
76		263, 200	303, 400
77		263, 500	303, 600
78		263, 800	303, 900
79		264, 100	304, 100
80		264, 400	304, 400
81		264, 700	304, 600
82		265, 000	304, 800

83		265, 300	305, 100
84		265, 600	305, 300
85		265, 900	305, 600
86		266, 200	305, 800
87		266, 500	306, 100
88		266, 800	306, 400
89		267, 100	306, 700
90		267, 400	307, 000
91		267, 700	307, 300
92		268, 000	307, 600
93		268, 300	307, 800
94			308, 000
95			308, 300
96			308, 700
97			308, 900
98			309, 200
99			309, 500
100			309, 900
101			310, 100
102			310, 400
103			310, 700
104			311, 000
105			311, 200
106			311, 500
107			311, 800
108			312, 100
109			312, 300
110			312, 600
111			313, 000
112			313, 300
113			313, 500
114			313, 700
115			314, 000
116			314, 400
117			314, 600
118			314, 800
119			315, 100
120			315, 400
121			315, 700
122			315, 900
123			316, 200
124			316, 500
125			316, 800

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職会計年度任用職員給料表

号給	職務の級	1級 給料月額
		円
1		212,900
2		215,300
3		217,600
4		219,900
5		222,100
6		224,400
7		226,600
8		228,800
9		231,000
10		233,200
11		235,400
12		237,600
13		239,800
14		241,900
15		244,000
16		246,100
17		248,200
18		250,000
19		251,700
20		253,400
21		255,100
22		256,400
23		257,700
24		258,900
25		260,100
26		261,300
27		262,500
28		263,700
29		264,800
30		265,800
31		266,900
32		267,900
33		269,000
34		270,100
35		271,300
36		272,600
37		273,800
38		274,900

39		276, 100
40		277, 200
41		278, 500
42		279, 500
43		280, 500
44		281, 400
45		282, 000
46		282, 800
47		283, 600
48		284, 400
49		285, 100
50		285, 900
51		286, 600
52		287, 400
53		288, 200
54		289, 000
55		289, 700
56		290, 500
57		291, 200
58		291, 800
59		292, 600
60		293, 400
61		294, 100
62		294, 700
63		295, 500
64		296, 100
65		297, 100
66		297, 900
67		298, 600
68		299, 300
69		299, 900
70		300, 600
71		301, 300
72		302, 000
73		302, 700
74		303, 400
75		304, 100
76		304, 600
77		305, 200
78		305, 800
79		306, 500
80		307, 100
81		307, 600
82		308, 200

83		308, 900
84		309, 600
85		310, 200
86		311, 000
87		311, 700
88		312, 300
89		313, 000
90		313, 800
91		314, 600
92		315, 400
93		315, 900
94		316, 700
95		317, 500
96		318, 300
97		318, 900
98		319, 600
99		320, 400
100		321, 100
101		321, 900
102		322, 700
103		323, 600
104		324, 400
105		325, 000
106		325, 800
107		326, 600
108		327, 400
109		328, 100
110		328, 500
111		328, 800
112		329, 300
113		329, 800
114		330, 200
115		330, 600
116		331, 000
117		331, 500
118		332, 000
119		332, 400
120		332, 900
121		333, 400
122		333, 800
123		334, 200
124		334, 700
125		335, 200
126		335, 500

127		335, 800
128		336, 100
129		336, 300
130		336, 600
131		336, 900
132		337, 100
133		337, 300
134		337, 500
135		337, 700
136		338, 000
137		338, 300
138		338, 500
139		338, 800
140		339, 100
141		339, 300
142		339, 500
143		339, 800
144		340, 000
145		340, 300
146		340, 500
147		340, 800
148		341, 100
149		341, 300
150		341, 500
151		341, 800
152		342, 100
153		342, 300

備考 この表は、高等学校に勤務する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

ア 医療職会計年度任用職員給料表(1)

号給	職務の級	1級 給料月額
		円
1		305,600
2		307,900
3		310,200
4		312,400
5		314,500
6		318,000
7		321,500
8		324,900
9		328,300
10		331,800
11		335,200
12		338,600
13		342,000
14		345,500
15		348,900
16		352,300
17		355,700
18		358,800
19		362,000
20		365,200
21		368,500
22		371,600
23		374,700
24		377,700
25		380,800
26		383,100
27		385,400
28		387,600
29		389,500
30		391,200
31		392,900
32		394,700
33		396,400
34		398,200
35		399,800
36		401,100
37		402,500
38		403,900

39	405, 300
40	406, 700
41	408, 200
42	408, 900
43	409, 500
44	410, 100
45	410, 900
46	411, 500
47	412, 100
48	412, 600
49	413, 100
50	413, 500
51	414, 000
52	414, 400
53	414, 800
54	415, 100
55	415, 400
56	415, 800
57	416, 100
58	416, 500
59	416, 800
60	417, 200
61	417, 600
62	417, 900
63	418, 200
64	418, 500
65	418, 800

備考 この給料表は、医師である会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職会計年度任用職員給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	円 201,000	円 239,800
2	203,100	241,100
3	205,200	242,400
4	207,300	243,700
5	209,300	244,900
6	211,300	246,000
7	213,300	247,000
8	215,100	247,900
9	216,900	249,000
10	218,800	250,100
11	220,700	251,200
12	222,800	252,400
13	224,500	253,600
14	226,500	254,800
15	228,700	256,000
16	230,800	257,100
17	232,900	258,100
18	234,000	259,100
19	235,000	260,200
20	236,100	261,200
21	237,200	262,300
22	238,000	263,200
23	238,900	264,000
24	239,700	264,800
25	240,600	265,600
26	241,500	266,400
27	242,400	267,200
28	243,300	268,000
29	244,100	268,700
30	244,900	269,500
31	245,600	270,300
32	246,400	271,100
33	247,100	271,900
34	247,700	272,700
35	248,400	273,300
36	249,100	274,100
37	249,800	275,000
38	250,400	275,800
39	251,000	276,600
40	251,600	277,300

41		252, 200	278, 000
42		252, 800	278, 800
43		253, 400	279, 600
44		253, 900	280, 300
45		254, 300	281, 000
46		254, 900	281, 800
47		255, 300	282, 600
48		255, 700	283, 300
49		256, 100	284, 000
50		256, 600	284, 700
51		257, 100	285, 300
52		257, 600	286, 000
53		257, 900	286, 700
54		258, 200	287, 300
55		258, 500	288, 000
56		258, 800	288, 600
57		259, 100	289, 300
58		259, 400	290, 000
59		259, 700	290, 700
60		260, 000	291, 300
61		260, 300	291, 800
62		260, 600	292, 400
63		260, 900	293, 100
64		261, 200	293, 700
65		261, 500	294, 200
66		261, 800	294, 800
67		262, 100	295, 500
68		262, 400	296, 100
69		262, 700	296, 700
70		263, 000	297, 300
71		263, 300	297, 900
72		263, 500	298, 500
73		263, 700	299, 100
74		264, 000	299, 600
75		264, 300	300, 000
76		264, 500	300, 400
77		264, 700	300, 700
78		265, 000	301, 000
79		265, 300	301, 200
80		265, 500	301, 500
81		265, 700	301, 800
82		266, 000	302, 000
83		266, 300	302, 300
84		266, 500	302, 600
85		266, 700	302, 800

86		303, 000
87		303, 200
88		303, 400
89		303, 800
90		304, 000
91		304, 200
92		304, 400
93		304, 800
94		305, 000
95		305, 200
96		305, 500
97		305, 800
98		306, 000
99		306, 200
100		306, 500
101		306, 800
102		307, 000
103		307, 200
104		307, 500
105		307, 800

備考 この給料表は、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、薬剤師又は獣医師である会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

第7条 松江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の期末手当)	(会計年度任用職員の期末手当)
第15条 略	第15条 略
2・3 略	2・3 略
4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
5・6 略 (通勤に係る費用弁償)	5・6 略 (通勤に係る費用弁償)
第29条 略	第29条 略
2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第16条第2項から <u>第8項</u> までの規定の例による。	2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第16条第2項から <u>第6項</u> までの規定の例による。

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条、第4条及び第6条の規定は令和7年12月25日（以下「施行日」という。）から、第2条の規定は令和8年1月1日から、第3条、第5条及び第7条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（松江市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第3項、第25条第2項及び第3項並びに第26条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（松江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条

例の規定及び第 6 条の規定（松江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）第 15 条第 4 項の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定による改正後の給与条例第 25 条第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条第 2 項の規定、第 4 条の規定による改正後の任期付職員条例第 7 条第 2 項の規定及び第 6 条の規定による改正後の会計年度任用職員条例第 15 条第 4 項の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正前の給与条例、第 4 条の規定による改正前の任期付職員条例又は第 6 条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて、令和 7 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支給された給与は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の給与条例、第 4 条の規定による改正後の任期付職員条例又は第 6 条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

松江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松江市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年松江市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第3条 略	第3条 略
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 略	3 略

第2条 松江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第3条 略	第3条 略
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に <u>100分の</u>	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に <u>100分の</u>

<p><u>175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p><u>177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年12月25日（以下「施行日」という。）から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の松江市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の松江市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和7年12月1日から施行日の前日までに支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年松江市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

第2条 松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に <u>100分の</u>	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に <u>100分の</u>

<p><u>175</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p><u>177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 12 月 25 日（以下「施行日」という。）から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第 1 条の規定による改正前の松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、令和 7 年 12 月 1 日から施行日の前日までに支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。